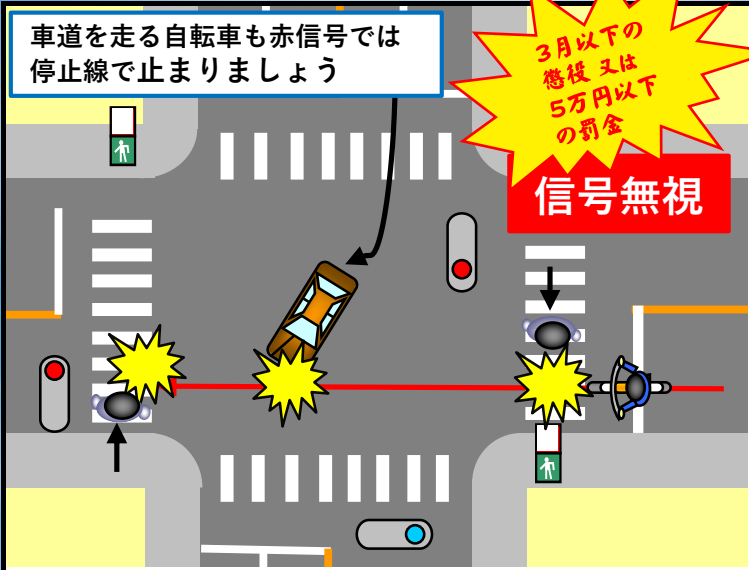


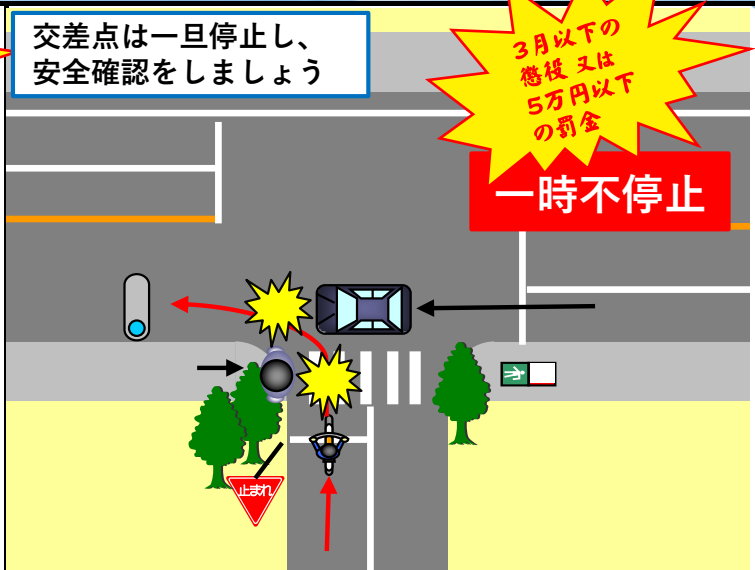
# 自転車安全情報



車道を走る自転車も赤信号では停止線で止まりましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

信号無視



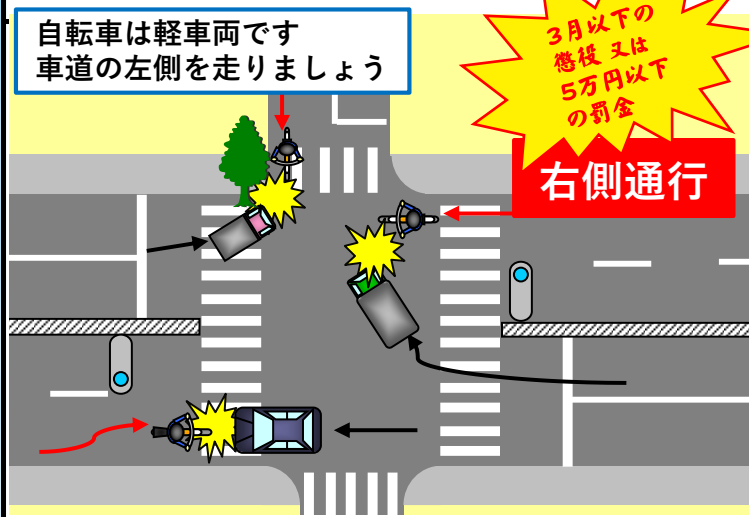
交差点は一旦停止し、安全確認をしましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時不停止

- 信号無視をして、横断中の歩行者と接触する事故が多発しています
- 信号無視をして、右左折車両と接触する事故も発生しています

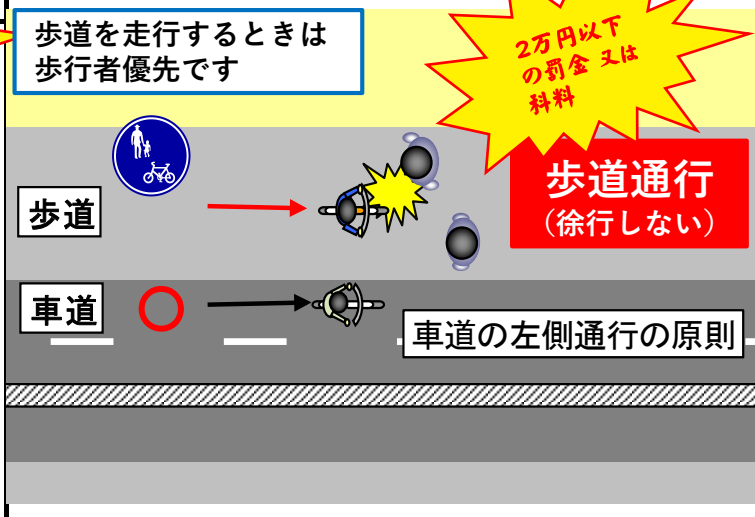
- 自転車事故の約4割が交差点での出会い頭の事故です
- 見通しが悪い交差点では、合流前にもう一度安全確認をしてください



自転車は軽車両です車道の左側を走りましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

右側通行



歩道を走行するときは歩行者優先です

2万円以下の罰金又は料料


歩道通行 (徐行しない)

歩道

車道

車道の左側通行の原則

- 右側通行をすると右左折車両の発見が遅れ、車両からも見えにくくなるため事故にあいやすくなります
- 右側通行をしている自転車がはみ出したことにより、**対向車両と衝突した死亡事故**も発生しています(令和4年)

- 歩道の通行ができるのは、
  - ・「」の標識がある
  - ・児童、幼児、70歳以上、車道通行に支障のある者
  - ・車道の状況からやむを得ないとき
- 自転車は、歩道上を徐行する義務があります
- 歩道上で歩行者とぶつかり歩行者が亡くなる事故が発生しています(令和3年)

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁交通部  
特設サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

